市からのお知らせ
Hot news of daily life

物価高騰支援給付金を支給します

問福祉政策課（☎017-718-1124）

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、物価高対策として、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給することとなりました。

◆支給対象世帯
令和6年度住民税において世帯全員の住民税が非課税の世帯
※基準日（令和6年12月13日）に青森市に住民登録があるかたの世帯で判定します。
※「住民税が課税されている者に扶養されている親族等」のみからなる世帯の場合は対象外となります。

◆支給額　1世帯当たり3万円（1世帯につき1回限り）

◆申請期限　令和7年3月31日（月）（当日消印有効）
※今後の国の動向等により、申請期限が令和7年7月31日（木）まで延長されることがあります。

◆申請手続の方法

	対象世帯	申請方法など	支給時期
(1)	非課税世帯で、令和6年1月から3月まで実施した「令和5年度青森市物価高騰対応重点支援給付金給付事業」または令和6年7月から10月まで実施した「令和6年度非課税化給付金給付事業」を受給した非課税世帯など一定の要件に当てはまる世帯	**原則、手続不要** 本給付金の支給口座と振込日等を記載した「支給のお知らせ」を送付しました。	「支給のお知らせ」に記載されている振込日
(2)	世帯全員のかたが令和6年1月1日以前から青森市に住民登録がある非課税世帯で、(1)以外の世帯	**確認書の提出が必要** 対象となる可能性が高い世帯に「確認書」を送付しますので、記載内容を確認し、同封の返信用封筒で返送してください。	確認書または申請書が市に到着してから3週間程度（書類に不備などがある場合は遅くなります。）
(3)	(1)(2)以外の非課税世帯	**申請書の提出が必要** 「申請書」に必要事項を記入し、確認書類を添付の上、提出してください。 ※他市区町村からの転入者や住民税が未申告のかたがいる世帯などについては、要件に該当するか不明なため、「申請書」を送付します。	

物価高騰支援給付金（こども加算）を支給します

問子育て支援課（☎017-718-1971）

◆支給対象者　基準日（令和6年12月13日）に本市に住民登録があり、18歳以下の児童が同一世帯に属する、下記に該当する世帯の世帯主
- 「令和6年度青森市物価高騰支援給付金（1世帯当たり3万円）」を受給する世帯

※「令和6年度青森市物価高騰支援給付金（1世帯当たり3万円）」の詳細は、上記の「物価高騰支援給付金を支給します」をご確認ください。
※対象児童のみの単身世帯は支給対象外となります。

◆支給額　対象児童1人当たり2万円

◆申請手続の方法　原則、**手続不要**
※令和6年12月13日から令和7年3月31日までに生まれた新生児や、別世帯だが扶養している児童（単身で寮で生活している児童など）も対象となりますが、別途申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆申請期限　令和7年3月31日（月）（当日消印有効）※今後の国の動向等により、申請期限が令和7年7月31日（木）まで延長されることがあります。

◆支給時期　手続不要のかたは1月下旬以降を予定
※申請手続が必要となるかたは申請書等が市に到着してから3週間程度（書類に不備などがある場合は遅くなります）。

自分の運転をチェックしてみませんか

◆日頃の運転で危険を感じたことはありませんか。
次のことに注意して思いやりのある運転を心がけましょう。
- **信号機のない横断歩道**
  横断歩道が近くなったら車を減速し、歩行者がいる場合は一時停止しましょう。
- **雪道運転**
  雪道は滑りやすく危険です。スピードを控えて、十分な車間距離をとり、「急」ブレーキ、「急」ハンドル、「急」加速は危険なのでやめましょう。

◆自分の運転に不安を感じるかたは、次の項目に該当しないかチェックしてみましょう。
該当するかたは、安全確認不足、身体機能の低下が考えられますので、注意して運転しましょう。
- □ 障害物をさけるために急ハンドルをすることがある。
- □ 右左折の合図を直前に出すことがある。
- □ 運転中に標識が読み取りにくいときがある。

◆運転に不安を感じている運転者やその家族のかたのために
青森県警察では「運転適性相談窓口」を設置しています。専用の安全運転相談ダイヤル「#8080（シャープハレバレ）」もご利用ください。

問生活安心課（☎017-734-5258）

令和7年度青森県交通災害共済 2月から予約加入受付開始

「1日1円」でおなじみ、青森県交通災害共済は、日本国内で起きた交通事故を対象に、見舞金などをお支払いする共済制度です。

◆共済期間　4/1～翌年3/31（4月以降の加入は、加入日時から）

◆会費　年間350円（1人1口のみ）

◆予約加入受付期間　2/3（月）～3/31（月）※土・日、祝日を除く

◆受付場所　駅前庁舎（1階臨時窓口・4階生活安心課）／浪岡庁舎（1階浪岡振興部市民課）／各支所・情報コーナー

※町（内）会や学校、事業所などで加入のとりまとめ（団体加入）をしている場合があります。団体加入の有無は、所属する団体にご確認ください。

◆見舞金などの請求方法
交通事故によりけがなどをした場合は見舞金などを請求できます。請求には治療期間の分かる診断書または柔道整復師の施術証明書のほか、交通事故証明書が必要となります。
交通事故証明書は、警察に届出をして交通事故と扱われた場合に自動車安全運転センターに申請することで、交付を受けられます。
同乗者や相手方のいない自損事故、自転車、自動二輪車などの転倒なども必ず速やかに届けましょう。

◆自転車保険にも加入しましょう!
交通災害共済は、損害賠償には対応していません。自転車による交通事故で加害者となった場合、高額な賠償金を請求されることがありますので、万が一に備え、自転車保険にも加入しましょう。自転車保険の加入は、自転車安全整備店や各保険会社などへお問合せください。

問生活安心課（☎017-734-5258）、浪岡振興部市民課（☎0172-62-1140）

12月28日からの豪雪に伴う本市の対応

今冬は、強い冬型の気圧配置による低温・降雪が続き、年末年始の12月28日から1月5日までに観測された積雪深としては過去最大記録である1897年12月28日の130cmを127年ぶりに更新し、1月5日午前5時時点の積雪深は平年値の3倍以上となる139cmに達しました。

R6. 12/28　**青森市豪雪対策本部設置**　**強化！**
→R6.12/28 9:00時点で積雪深96cmに達した

1/4　**青森市豪雪災害対策本部へ切り替え**　**さらに強化！**
→1/4 9:00時点で積雪深が青森地区112cm浪岡地区151cmを記録

今年度の青森市除排雪延長は1572.17km

この距離は、国道に沿って南下していくと、**青森市から広島県尾道市付近までに相当する非常に長い距離**となっており、どうしても、一定の期日を要する状況となっています。今後もできる限り効率的に除排雪できるように努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

年間降雪量世界ランキング
（人口10万人以上の都市）第1位 青森市
（Accu Weather調査結果より引用）

豪雪に対する本市の取組

雪に関する市民相談窓口の電話受付時間を延長しています

◆**受付期間**　令和7年3月31日（月）まで
◆**受付時間**　8:30～20:00
※降雪状況で変更の場合あり

◆**青森地区**　道路維持課（☎017-763-5560、FAX017-752-9019）
◆**浪岡地区**　浪岡振興部都市整備課（☎0172-62-1168、FAX0172-62-8125）
◆**青森地区・浪岡地区共通**　yuki-sodan@city.aomori.aomori.jp

屋根の雪下ろしに関する助成上限額や助成対象の拡大！

65歳以上のかたのみの世帯、障がいのあるかたのみの世帯、母子世帯などで、一定の要件に該当する世帯を対象に業者などに依頼した屋根の雪下ろし費用の一部を助成しています。詳しくは、福祉政策課または浪岡振興部健康福祉課へお問い合わせいただくか、広報あおもり11月号をご覧ください。

◆**助成額**　青森市豪雪対策本部設置に伴い、
住民税非課税世帯は、**雪下ろしにかかった費用の2分の1の助成額を50,000円に引き上げ**
住民税課税世帯は、**雪下ろしにかかった費用の4分の1を1シーズンで25,000円を上限に助成**

市職員で構成する青森市スノーレスキュー隊 設置！

65歳以上の高齢者のみの世帯であることなどの要件を満たした家屋の屋根雪処理を実施します。市職員が調査し、実施可能な範囲で屋根雪処理が必要と判定した世帯が対象となります。（職員の転落等の危険性が高いなど、実施しない場合があります。）

◆**実施期間**　青森市豪雪災害対策本部の設置期間中
◆**受付時間**　8:30～18:00
◆**受付場所**　窓口または電話で受付（書類による申請は不要）
- 駅前庁舎4階 福祉政策課（☎017-734-5314）
- 浪岡庁舎1階 浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1134）

災害救助法に基づく住家の屋根雪下ろしの実施（市が経費負担）

県が1/4日付けで決定した災害救助法の適用を受け、15日から「青森市豪雪災害救助受付窓口」を設置しました。家屋倒壊などにより生命・身体に危害を受けるおそれがあるかたを最優先に実施しました。

◆**実績**　災害救助実施 37件（1/21時点）

青森地区　ボランティアによる雪処理支援

間口除雪・屋根の雪下ろしの支援を行います。

ボランティアの申込状況により対応できない場合があります。

問 青森市社会福祉協議会（☎017-723-1340）

要件	間口除雪（福祉の雪対策事業）	屋根の雪下ろし（屋根の雪下ろし奉仕活動）※積雪1mを超えた場合に実施
対象世帯（在宅しているかたでいずれかに該当）	• 75歳以上のかたのみの世帯 • 身体障害者手帳1・2・3級（3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る）のかたのみの世帯 • 要介護3～5認定のかたのみの世帯	• 65歳以上のかたのみの世帯 • 身体障害者手帳1・2・3級（3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る）のかたのみの世帯 • 子どもが18歳未満の母子家庭
住居	一戸建て（借家可）	自己所有の一戸建て
収入	世帯全員が住民税非課税	低所得
親族	居住または隣接する町会に3親等以内の親族が居住していない	市内に親族が居住していない
相談先	居住の地区社会福祉協議会へ	地区担当の民生委員へ

「バスロケーションシステム」「あおもりマイ時刻表」のご案内

青森市営バスでは、GPS車載器によるバスの位置情報を活用した「バスロケーションシステム」及び「あおもりマイ時刻表」のサービスを提供しています。悪天候時の運行状況や、渋滞時のバスの遅延確認にどうぞご利用ください。

バスの運行に関する問合せ
東部営業所（☎017-726-5443）
西部営業所（☎017-788-2326）
ID 1002321

交通部HP

子ども医療費助成制度などの対象とならない費用があります

子ども医療費助成制度などの公費負担医療制度では、保険適用外の費用は対象となりません。

令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を希望する場合は、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金をお支払いいただく制度が導入されました。この料金は保険適用外のため、子ども医療費助成制度など公費負担医療制度の対象とはなりませんのでご注意ください。

なお、健診、予防接種、大きい病院（市民病院、県立中央病院など）に紹介状なしで受診した場合の初診料などや、入院時の食事代についても対象となりませんので、ご注意ください。

問国保医療年金課（☎017-734-5345、☎017-734-5343）

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

◆「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付

後期高齢者医療制度に加入しているかたで、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（R5.8/1～R6.7/31）の合算額が、自己負担限度額（下表）を超えた場合、超えた額が支給されます（500円以下の場合は対象外）。

世帯内に後期高齢者医療制度に加入しているかたが複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬、青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いたかたは申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入したかたなどがいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になると思われるかたはお問合せください。

所得区分		自己負担限度額（後期高齢者医療+介護保険）
現役並み所得者Ⅲ ※課税所得690万円以上		212万円
現役並み所得者Ⅱ ※課税所得380万円以上690万円未満		141万円
現役並み所得者Ⅰ ※課税所得145万円以上380万円未満		67万円
一般Ⅰ	一般Ⅱ	56万円
低所得者Ⅱ ※世帯全員が住民税非課税のかた		31万円
低所得者Ⅰ ※世帯全員が住民税非課税のかたのうち、世帯全員の各所得金額が0円のかた（公的年金の場合は収入が年額80万円以下）		19万円

※自己負担額は支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額

◆申請に必要なもの

①支給申請書
②支給申請のお知らせ
③マイナ保険証、後期高齢者医療被保険者証または資格確認書、資格情報のお知らせ
④介護保険被保険者証
⑤個人番号（マイナンバー）が分かるもの
⑥申請者の本人確認書類
⑦通帳など口座情報が分かるもの

※被保険者以外のかたが申請する場合などは、その他の書類が必要となりますので、詳しくはお問合せください。

問国保医療年金課（☎017-734-5343）
浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1153）
青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）

落雪による事故に注意！

屋根の雪下ろし作業中や、屋根からの落雪による歩行者のけが、または通行の妨げとなることが度々発生していますので、次のことに注意しましょう。

- 屋根の雪下ろしは2人以上で行い、命綱、ヘルメットを着用し、落下などの事故に十分注意しましょう。また、命綱は宙吊りにならない長さに設定しましょう。
- 屋根の雪庇（屋根から張り出す雪）や突出看板などからの落氷雪は少量でも危険ですので、こまめに取り除きましょう。
- 落雪により、灯油タンクやガスボンベの配管に亀裂や緩みが生じ、燃料が漏れる危険があります。雪下ろしの際はもとより、日頃から周囲の除雪を行いましょう。
- 出入り口や非常口などは頻繁に除雪し、災害発生時に避難の障害とならないようにしましょう。
- 屋根から雪が落下する危険性がありますので、屋根の軒下付近には近づかないようにしましょう。

問消防本部予防課（☎017-775-0853）

20歳になったら国民年金

◆国民年金は職業などによって3つの種類に分けられます

- 第1号被保険者　自営業者、農林漁業者、学生、無職のかたなど
- 第2号被保険者　会社員、公務員のかたなど
- 第3号被保険者　第2号被保険者に扶養されている配偶者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のかたは国民年金加入が義務付けられています。20歳の誕生日の前日から国民年金の加入者（第1号被保険者）となり、毎月保険料を納める必要があります。

20歳になったときに日本年金機構で加入処理が行われるため、原則、手続は必要ありません（※）。既に厚生年金などに加入しているかた（第2号被保険者）や、第2号被保険者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）は、手続は不要です。

20歳の誕生日から約2週間後に、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内」、「基礎年金番号通知書」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

※20歳の誕生日前後に、海外から転入してきたことなどを理由に日本年金機構からのお知らせが届かない場合は、国民年金加入の手続が必要となることがあります。

◆国民年金保険料の納付は、口座振替をご利用ください

納め忘れがあると、老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金なども受けられない場合があります。納め忘れを防ぐためにも、便利な口座振替をご利用ください。

◆お困りのときはご相談を

経済的な理由などで納めるのが困難なかたのため、保険料の一部または全額を免除する「免除制度」があります。50歳未満対象の「納付猶予制度」、学生対象の「学生納付特例制度」もありますので、お気軽にご相談ください。

問国保医療年金課（☎017-734-5352）
浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1153）
青森年金事務所国民年金課（☎017-734-7495）

青森市スポーツ推進審議会委員を募集

スポーツ振興に関する重要事項について調査審議いただく委員を募集します。

◆応募資格

本市に住所があり、平日開催の会議に出席できる満18歳以上（R7.4/1時点）のかたで、スポーツに関する学識経験（大学教授、有資格者、活動歴、競技歴など）のあるかた／次のいずれにも該当しないかた（本市のほかの附属機関の委員／国・地方公共団体の議員または常勤職員／政党の役員・職員、その他政治団体の関係者）

◆募集人数　1人
◆任期　委嘱の日から2年間
◆会議の開催　年2回程度
◆報酬　日額8,700円
◆選考　書類審査（結果は4月下旬までに通知）

◆応募方法

2/28（金）必着で、応募様式（市HP掲載、地域スポーツ課・市体育施設に備付け、任意作成可）に、住所・氏名（ふりがな）・年齢（生年月日）・性別・電話番号・職業・スポーツに関する主な経歴など・応募動機を記入の上、「第80回国民スポーツ大会開催後の青森市のスポーツ振興について」をテーマとした提言、意見など（800字程度の小論文）を添えて、
〒030-0801 新町一丁目3-7 地域スポーツ課
（✉chiikisupo-tsu@city.aomori.aomori.jp）へ

問地域スポーツ課（☎017-718-1428）

（仮称）青森市スマートシティビジョン（素案）へのご意見を募集します！

本ビジョンは、本市のデジタル技術を活用したまちづくり（以下「スマートシティ」）に関する将来像などを、市民、企業・団体などのステークホルダーと共有することで、「スマートシティ青森モデル」を構築し、市民力+民間力による「DX先進都市 青森市」の実現を目指していくため、策定するものです。
お寄せいただいたご意見は、内容を検討し、ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。個別に回答はしませんのでご了承ください。

◆縦覧・意見募集期間　2/4（火）～3/3（月）

◆縦覧場所など　※縦覧は閉庁・休館日を除く
本庁舎1階ロビー・3階情報コーナー／駅前庁舎1階総合案内そば縦覧スペース／柳川庁舎1階柳川情報コーナー／浪岡庁舎1階閲覧コーナー／各支所・市民センター／東岳コミュニティセンター／高田教育福祉センター／浪岡中央公民館

◆意見を提出できるかた
次のいずれかに該当するかた
①市内に住所を有するかた
②市内に事務所などを有するかた
③市内の事務所などに勤務するかた
④市内の学校に在学するかた
⑤意見募集要項に利害関係を有する個人・団体など

◆提出方法
氏名・住所（住所が青森市外のかたは、「意見を提出できるかた」のいずれに該当するか）を記入の上、企画調整課へ
①Eメール
市HPの「市民参加の広場（わたしの意見提案制度）」から送信
②郵送　〒030-8555 企画調整課　③FAX　017-734-5129
④直接持参 ※閉庁日を除く

問 企画調整課（☎017-734-2247）

青森市食品衛生監視指導計画（案）へのご意見を募集します

市では、令和7年度の食品製造・販売施設などへの監視指導計画である「令和7年度青森市食品衛生監視指導計画」（案）について、皆さんのご意見を募集します。個別回答は行いませんのでご了承ください。

◆縦覧・意見募集期間　2/3（月）～28（金）

◆縦覧場所など　青森市保健所別館1階生活衛生課、本庁舎3階情報公開コーナー、駅前庁舎1階総合案内そば縦覧スペース、柳川庁舎1階情報コーナー、浪岡庁舎1階閲覧コーナーで縦覧できるほか、市HPに掲載します。

◆提出方法　住所・氏名または所在地・法人名を記入し、〒030-0962 佃二丁目19-13 生活衛生課（FAX 017-765-5283、メール seikatsu-eisei@city.aomori.aomori.jp）へ

問 生活衛生課（☎017-765-5293）

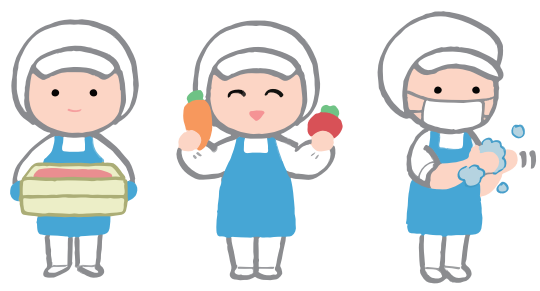

令和7年度版「清掃ごよみ」「家庭ごみの正しい出し方」を配布します

分別方法を掲載していますので、よく読んで、正しくごみを出しましょう。
※家庭から出るごみを対象としているため、事業所や店舗などには配布しません。

◆青森地区
令和7年度版「清掃ごよみ」を、2/25（火）～3/11（火）の期間に、全世帯へ配布します。

◆浪岡地区
令和7年度版「家庭ごみの正しい出し方」ポスターを、2/14（金）～3月上旬の期間に、町内会などを通して全世帯に配布します。

問 清掃管理課（☎017-718-1179）、浪岡振興部市民課（☎0172-62-1140）

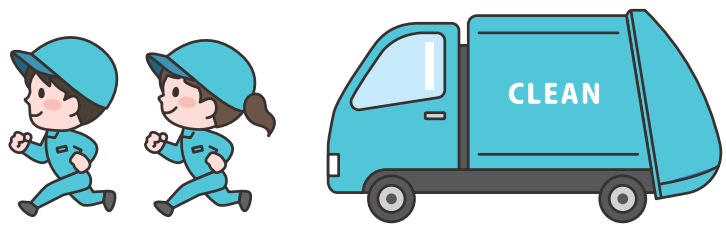

都市計画の変更案の説明会

長期未着手の組合施行による大野南土地区画整理事業については、地権者の皆さんへの意向確認調査の結果などを踏まえ、「大野南土地区画整理事業の廃止」と、関連する「大野南地区計画の変更」に係る、都市計画の手続を行うこととしましたので、都市計画の変更素案に関する説明会を開催します。

◆案件
- 青森都市計画土地区画整理事業の変更（市決定）
- 青森都市計画地区計画の変更（市決定）

時 2/13（木）18:00～　所 青森市福祉増進センター2階 研修室　備 当日、直接会場へ
問 都市政策課（☎017-752-7977）

軽自動車税（種別割）の届出は確実にしましょう

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税されます。登録されている所有者の住所や「使用の本拠の位置」（主たる定置場）に変更が生じた場合、取得、廃車、名義変更などが生じた場合には手続が必要です（法人所有の車両についても同様）。軽自動車などの異動の届出は3/31（月）までに済ませましょう。

区分		総排気量	届出窓口
軽自動車（3輪以上）		660cc以下	軽自動車検査協会青森事務所（☎050-3816-1831）
2輪車	自動2輪	250cc超	青森運輸支局（☎050-5540-2008）
	軽2輪	250cc以下	
	原動機付自転車	125cc以下	市民税課（☎017-734-5191） 浪岡振興部納税支援課（☎0172-62-1186）
小型特殊自動車			

※普通・大型などの自動車は、県税である自動車税（種別割）が課税されます。届出窓口は青森運輸支局です。

◆課税対象の軽自動車など
原動機付自転車（電動キックボード、電動スクーターを含む）、小型特殊自動車、軽自動車（被けん引車を含む）、2輪の小型自動車
※軽自動車税（種別割）は、自動車税（種別割）とは異なり、年度の途中に廃車や名義変更をしても税金は戻りません。
※県外で軽自動車などの登録変更をした場合は、本市からの課税を止める手続が必要です。詳しくは、お問合せください。

◆小型特殊自動車の申告
小型特殊自動車は「農耕作業用のもの（農耕用トラクタ、スピードスプレーヤ、コンバイン、田植機など5種類）」と「その他のもの（ホイール・ローダなど）」に区分されており、税率も異なります。また、公道を走行しない車両でも申告が必要です。

◆納税通知書の発送　5月上旬

◆納期限　6/2（月）
※軽自動車税（種別割）には身体障がい者などに係る減免制度があります。申請期間は納税通知書が届いてから納期限までです。

問 市民税課（☎017-734-5191）

低濃度PCBを使用した電気機器は処分期限までの処分が必要です

低濃度のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物は、保管している事業者が**処分期限のR9.3/31（水）までに処分**することが法律などにより義務付けられています。事業所や倉庫などでPCBを使用したコンデンサーなどが設置・保管されていないか点検し、発見した場合はお問合せください。

◆低濃度PCBを使用した機器の判別方法

電気機器の銘板情報などから製造年を確認し、メーカーに問合せるか、採油可能な機器はPCB濃度を測定してください。

低濃度PCBを使用した機器の例

低圧コンデンサー	電力用コンデンサー	変圧器
（平成2年以前製造のもの）	（平成2年以前製造のもの）	（平成5年以前製造のもの）

低圧コンデンサーは、工作機械や揚水ポンプ、業務用冷凍・冷蔵庫、業務用エアコン、農業用乾燥機・精米機、漁業用巻き上げウインチなどのモーターで稼働する電気機器の力率を改善する目的で壁面や配電盤などに取り付けられています。**電力用コンデンサーや変圧器**は、キュービクルや電気室・機械室などに設置されています。

問 廃棄物対策課（☎017-718-1086）

令和6年12月28日からの大雪による被害を受けたかたへの県税・市税等の減免など

このたびの令和6年12月28日からの大雪により、多大の被害を受けられたかたに心からお見舞い申し上げます。

被害を受けられたかたは、再建に努力されていることと思いますが、今後納付すべき県税（個人事業税、不動産取得税及び自動車税（種別割））や市税等（市民税・県民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）については、被害の状況に応じ減免するなどの措置を執ることとしております。詳しくは、ご相談ください。

県HP

市HP
ID 1001751

問 県税…東青地域県民局県税部（☎017-734-9975）
市税など…納税支援課（☎017-734-5209）

赤十字活動にご協力を

日本赤十字社は、国内外での災害・紛争などからの救護活動をはじめ、地域や学校での防災・減災の講習会やボランティア活動、献血確保などの支援活動を行っています。

この活動は、皆さんから寄せられる善意の寄付金や会費によって支えられています。寄付金などの募集に当たっては、毎年2月から各地域の赤十字奉仕者が各ご家庭に伺います。

赤十字活動へのご理解とご協力をお願いします。

問 福祉政策課（☎017-734-5314）
浪岡振興部健康福祉課
（☎0172-62-1174）

市税などの納期限

今月分として納めていただく市税などの納期限は、次のとおりです。
※口座振替の場合、納期限が引き落とし日

◆2/28（金）納期限
①国民健康保険税（普通徴収分）第8期分
②後期高齢者医療保険料（普通徴収分）第8期分
③介護保険料（普通徴収分）第8期分
④児童保育負担金（保育料）第11期（2月）分
⑤市営住宅使用料 2月分
⑥市営住宅駐車場使用料 2月分
⑦放課後児童会負担金 2月分

◆3/10（月）納期限
⑧市・県民税（給与特別徴収分）2月分

問 ①～④⑦⑧納税支援課（☎017-734-5209）
⑤⑥住宅まちづくり課（☎017-734-5572）

お困りごと相談窓口 無料

2月の市民相談

予約不要

所 問 市民なんでも相談室（駅前庁舎1階）（☎017-734-5249）

［一般相談］

●市民なんでも相談室
時 月～金曜日（祝日を除く）8:15～18:30※来庁または電話で受付

［特別・専門相談］※各相談10人程度

●人権相談
時 3（月）・17（月）10:00～15:00

●行政相談
時 6（木）・13（木）・20（木）・27（木）10:00～15:00

●司法書士相談
時 3（月）10:00～14:00

●不動産相談
時 6（木）・13（木）・20（木）・27（木）10:00～15:00

●不動産鑑定士相談
時 25（火）13:00～15:00

●土地家屋調査士相談
時 3（月）10:00～14:00

●行政書士相談
時 14（金）・21（金）・28（金）10:00～15:00

要予約

●法律相談
時 ①10（月）、②25（火）13:00～15:00
人 各5人（申込順）
申 事前に、生活安心課（☎017-734-5250）へ
①は3（月）から、②は12（水）から受付（8:30～）
※相談は、1回まで（1人20分間）

浪岡地区 人権相談・行政相談

時 2/6（木）・20（木）9:00～15:00
所 浪岡総合保健福祉センター
問 浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1113）

市税などの平日夜間納付相談

［青森地区］
時 2/13（木）・17（月）～20（木）・25（火）～27（木）20:00まで
所 問 納税支援課（駅前庁舎）（☎017-734-5209）

［浪岡地区］
時 2/25（火）～28（金）20:00まで
所 問 浪岡振興部納税支援課（☎0172-62-1141）

税理士記念日の無料税務相談所 要予約

税に関する相談に税理士が応じます。
時 2/21（金）10:00～12:00、13:00～15:00
所 駅前庁舎1階 市民なんでも相談室
人 8人（申込順）
申 問 事前に、東北税理士会青森支部（☎017-773-6797）へ

所得税確定申告の無料相談所 要予約

電話での相談も受け付けますので、お気軽にお問合せください。
時 2/17（月）～3/17（月）13:00～16:00 ※土・日、祝日を除く
所 青森県税理士会館
人 各日6人（申込順）
申 問 事前に、青森県税理士会館（☎017-773-6797）へ

女性のための専門相談 要予約

◆法律に関する問題に、女性弁護士がアドバイスします。
時 2/25（火）13:00～15:00
所 アピオあおもり　人 3人（申込順）
備 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。
申 問 2/20（木）までに、県男女共同参画センター相談室（☎017-732-1022／水曜日を除く9:00～16:00）へ

◆こころの悩みに、女性公認心理師が応じます。
時 2/20（木）13:00～15:00
所 アピオあおもり　人 2人（申込順）
備 相談時間は50分。申込時に相談内容をお知らせください。
申 問 2/18（火）までに、県男女共同参画センター相談室（☎017-732-1022／水曜日を除く9:00～16:00）へ

女性のための女性司法書士による無料法律相談会（電話・面談）

相続・成年後見・借金問題など、法律に関する悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が相談に応じます。
時 3/1（土）10:00～15:00

◆電話相談:017-752-0440（当日のみの専用番号）

◆面談相談 要予約
人 3人（申込順）
申 問 2/17（月）9:00～21（金）17:00に、青森県司法書士会（☎017-776-8398）へ

ひとり親家庭などの無料法律相談 要予約

離婚・養育費などの相談に弁護士がお応えします。
時 3/6（木）13:00～15:00
所 子育て支援課
人 4人（申込順）　備 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。
申 問 3/3（月）までに、ひとり親家庭等就業・自立支援センター（☎017-734-5817）へ

「相続登記はお済みですか月間」無料相談会 要予約

青森県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、相続登記に関する無料相談会を実施しています。
時 2/1（土）～28（金）（土・日、祝日を除く）
所 県内の各司法書士事務所
料 無料（2回目以降や具体的な手続は有料）
申 事前に、各司法書士事務所へ
問 青森県司法書士会（☎017-776-8398）

「解決の糸口を見つけに行こう！」無料相談会 要予約

専門スタッフや弁護士が多重債務問題、遺産相続、不動産売買、公共料金の滞納、DV・離婚問題などについて、一緒に解決の糸口を見付けます。
時 3/8（土）10:00～16:00
所 信用生協青森事務所
申 問 事前に、信用生協青森事務所（☎0120-102-143）へ